

令和7年度愛媛県産業DXモデル横展開事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 令和7年度愛媛県産業DXモデル横展開事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）及び令和7年度愛媛県産業DXモデル横展開事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は次に掲げるもののほか、交付要綱の用語の例による。

(1) 「DXフラグシップモデル」とは、県が令和4年度から令和6年度まで実施した愛媛県産業DXモデル創出事業費補助金により選定した、県内中小企業等が抱える課題をDXで効果的に解決する取組みのことをいう。

(2) 「トライアングルエヒメ成功モデル」とは、県が令和4年度から令和6年度まで実施したトライアングルエヒメ推進事業において、県民への価値提供に資するソリューション提供・実装定着と県内への横展開に繋がる取組みであることの実装検証が行われ、事例を導入することが県内中小企業にとって効果的とした取組みのことをいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。

(1) 県が選定したDXフラグシップモデル事例を参考に、自社の課題を踏まえ、その課題を解決するためにDXに取り組む事業

(2) トライアングルエヒメ推進事業採択事業者と連携し、県内事業者がトライアングルエヒメ成功モデルの導入に取り組む事業

2 交付要綱第別表第2の補助対象経費の類型については、前項の規定を準用する。

3 次の各号に該当する事業は補助対象外とする。

(1) 本補助金の交付要綱及び実施要領の規定を満たさない事業

(2) 県外で実施する事業

(3) 公序良俗に反する事業及び公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）

(4) 国や県が助成する他の制度の助成対象となっている事業と重複する事業

(5) 他の事業者等から提出された事業と同一若しくは極めて類似した内容の案件

(その他必要な事項)

第4条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月27日から施行する。